

福祉医療費受給券を お持ちの方へ

現在お持ちの福祉医療費受給券は、7月31日で有効期間が終わります。

8月以降も引き続き受給資格に該当する方には、7月下旬に新しい受給券を送付します。なお、新しい受給券がお手元に届いていない場合や住所・氏名などに変更があった場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

*新たに対象となる方や確認が必要な方には、個別に申請書等を送付しますので、必要書類を添えて手続きをお願いします。

◎乳幼児の受給券は就学前の3月末、小中学生の受給券は中学校卒業の3月末で有効期間が終わります。

◆提出・問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-521-6584



！ 注意

保育所・学校等で加入している「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の対象となる受診については、当町では災害共済給付を優先いただいていますので福祉医療費受給券を使用されないようお願いいたします。受給券を使用されると保護者の方から福祉医療分を返金していただくこととなりますので、ご注意ください。

みんなで支えあう 国民健康保険

8月1日から

国保の被保険者証が新しくなります

国民健康保険(国保)被保険者証は8月に更新となりますので、有効期限が令和2年7月31日となっている被保険者証(桃色)は使用できなくなります。8月1日からご使用いただきます。8月1日からご使用いただく被保険者証(紫色)を7月中に簡易書留郵便で発送しますので、病院等へ行かれる際は新しい被保険者証をお持ちください。

新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や住所・氏名などに変更がある場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

他の健康保険に加入していませんか？

社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いている場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、印鑑(朱肉を必要とするもの)、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認が

できるものをお持ちのうえ、住民課保険年金担当で手続きをしてください。

古い被保険者証を回収しています

古い被保険者証は役場で回収をしています。期限の切れた被保険者証のみを返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

2021年3月(予定)から
マイナンバーカードが健康保険証
として利用できるようになります

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずにカードで受診ができます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前に登録が必要です。

◆問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-521-6584

介護保険負担割合証を送付しました

6月末に、要介護（要支援）認定を受けている方全員に、「介護保険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証には、介護保険のサービスを利用した際の利用者負担の割合が記載されています。

利用者負担は、1割または2〜3割です（一定以上の所得のある方は2〜3割負担とな

ります）ので、お手元に届きましたら、負担割合や適用期間などの記載事項をご確認ください。

介護サービスの事業者は、この介護保険負担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認されますので、介護サービスを利用するときには、必ずサービス事業者へご提示ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
氏 名	生年月日
	性別
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
5 3 8 3 1	
〒118-0001 東京都荒川区日野町	
公 印	

ご自身の負担割合
(1割または2〜3割)
が記載されています

※負担割合証は、薄い緑色です。

◆問い合わせ先 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は ご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

また、令和元年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希

望された方は、申請手続きが不要です。（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です）

③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までごかのぼって申請できます。

※手続きには、年金手帳・印鑑（朱肉を必要とするもの）をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎077-1567-2220
住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584